

【問合せ先】

第五管区海上保安本部交通部

航行安全課長 伊東 重春

電話 078-391-6551（内線 2620）

第五管区海上保安本部

令和元年8月12日

午後4時15分発表

台風第10号接近による大阪湾内における船舶の航行の制限等について

台風第10号の接近に伴い、第五管区海上保安本部では、走錨等に起因する事故防止のため、下記のとおり、関西国際空港周辺海域において、航行制限を実施します。

なお、阪神港内においては、台風避難勧告（第二体制）発令時刻に合わせて、神戸空港及び堺泉北港棧橋それぞれの施設から3海里以内の海域（防波堤内の海域は除く）について、錨泊自粛指導を実施します。

記

関西国際空港周辺海域

日時： 令和元年8月14日午後3時から解除するまでの間

※台風の勢力・針路等により航行制限の開始時間の変更がある場合は
再度広報します。

海域： 関西国際空港から3海里以内の海域

内容： 海上交通安全法第26条第1項に基づく航行制限

※航行制限等の内容詳細は添付リーフレット等を参照下さい。

海上交通安全法（昭和 47 年法律第 115 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり船舶の航行を制限する。

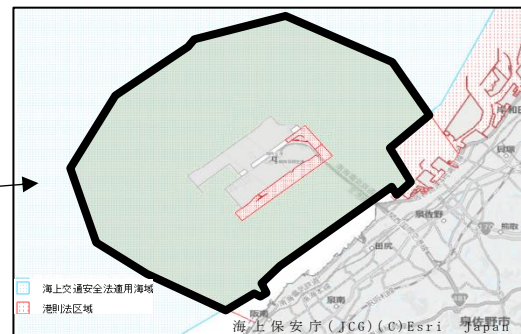
令和元年 8 月 1 2 日

第五管区海上保安本部長

台風の接近等に伴う船舶の航行の制限について

下の表に記載する海域においては、同表中欄に掲げる期間、同表の下欄に掲げる船舶の航行を禁止する。

<p>海域</p>	<p>第一号の地点から第十一号の地点までを順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域（海上交通安全法第一条第二項に規定する法を適用する海域に限る。）</p> <p>一 北緯三四度二一分三〇秒東経一三五度一三分五九秒 二 北緯三四度二二分五四秒東経一三五度一〇分五一秒 三 北緯三四度二三分四七秒東経一三五度九分一五秒 四 北緯三四度二六分東経一三五度八分二八秒 五 北緯三四度二八分一秒東経一三五度九分四七秒 六 北緯三四度二八分一五秒東経一三五度一〇分一二秒 七 北緯三四度二九分二一秒東経一三五度一一分五二秒 八 北緯三四度二九分三九秒東経一三五度一二分一三秒 九 北緯三四度三〇分一八秒東経一三五度一四分五三秒 十 北緯三四度二八分五七秒東経一三五度一八分五秒 十一 北緯三四度二六分一八秒東経一三五度二〇分五秒</p>
<p>期間</p>	<p>令和元年 8 月 1 4 日 午後 3 時から解除するまでの間</p>
<p>船舶</p>	<p>次に掲げる船舶以外の船舶</p> <p>一 総トン数百トン未満の船舶 二 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持その他の用務のため緊急やむを得ず上欄に掲げる海域を航行する船舶 三 海上保安庁の船舶 四 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず上欄に掲げる海域を航行するものとして海上保安庁長官が認めた船舶 五 前各号に掲げるもののほか、海上保安庁長官が認めた船舶</p>





走錨海難防止のための新たな航行ルール



平成31年1月31日から海上交通安全法の規定に基づき、**暴風又は暴風雪に関する気象警報の発表が予想される時には、「関西国際空港(関空島)の陸岸から3海里内」の「船舶の航行」が「制限」されます。**

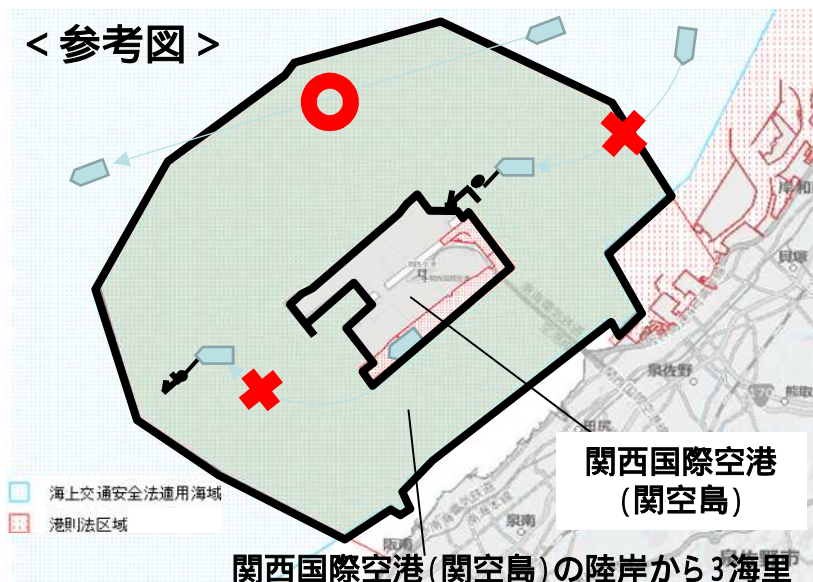
下の表に記載する海域、期間中、船舶の航行が制限されます。

海域	関西国際空港(関空島)の陸岸から3海里(約5.5キロメートル)の範囲(参考図参照)
期間	大阪府泉佐野市、泉南市又は泉南郡田尻町において暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生の可能性のある期間を考慮して、海上保安庁長官が別に定める期間
船舶	次に掲げる船舶以外の船舶 一 総トン数百トン未満の船舶 二 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持その他公益上の必要が認められる用務を行うため、やむを得ず上欄に掲げる海域を航行する船舶 三 海上保安庁の船舶 四 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず上欄に掲げる海域を航行するものとして海上保安庁長官が認めた船舶 五 前各号に掲げるもののほか、海上保安庁長官が認めた船舶

適用法令:海上交通安全法第26条第1項

罰 則:海上交通安全法第47条第2号(3月以下の懲役又は30万円以下の罰金)

< 参考図 >



【やむを得ない場合の通航方法】

< 国際VHF搭載船による通航 >

- 1 国際VHF16chにて「おおさかマーチス」に通報して下さい。
- 2 通報の際、「船舶の名称」、「行き先」、「通過通航する旨」を伝えて下さい。
- 3 以上により、承認を受け、通過通航して下さい。

AIS搭載船の通航

AIS(船舶自動識別装置)(簡易型を除く。)を搭載し、正しく作動させている船舶にあつては、通報を要しませんので通過通航して下さい。
 必要に応じて、状況確認等させていただく場合があります。

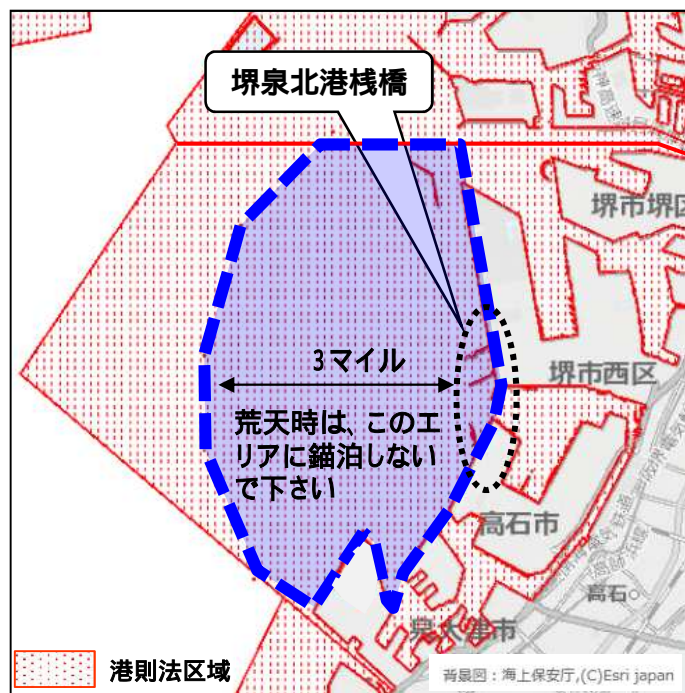
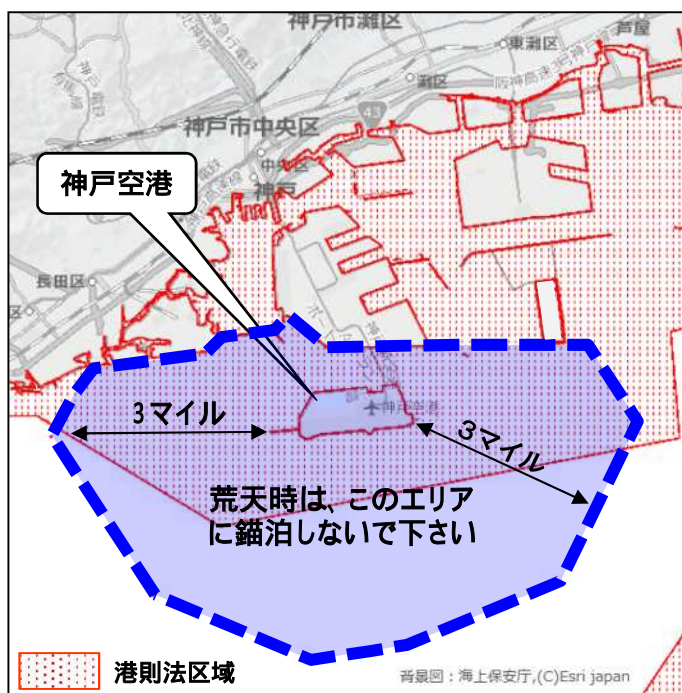
【周知方法】

船舶の航行を制限する際は、五管区地域航行警報、NAVTEX航行警報による周知のほか、巡視船艇、海の安全情報、無線放送、AIS、台風対策協議会等により周知します。

荒天時の走錨に注意！！

～荒天時に伴う海上保安庁からのお願い～

神戸空港・堺泉北港棧橋から3マイル内に錨泊しないでください



港域内は、港則法第39条第4項に基づく勧告が港長から発令されているため、勧告に従って下さい。

台風等により荒天が予想される場合は、『走錨は起こりうる』との認識のもと、以下の点について注意して運航してください。

- 最新の台風情報等を入手し、影響が少ない海域への早めの移動（台風の右半円を避ける等）
- 状況に応じて錨泊をしないという選択肢も考慮（ちちゅう等）
- 運航管理者等による安全を重視した適切なサポート（船側が必要とする情報の提供、助言）

荒天時に錨泊 する場合の注意事項

- 近接する錨泊船舶との安全な船間距離の確保
- 船橋における常時ワッチ（自船位置の確認、周囲の見張り、国際VHF16ch常時聴守等）
- 緊急時に直ちに対応できるような体制確保（エンジンスターバイ）

錨泊制限等のない海域への錨泊に限る。